

令和 7 年 3 月 27 日

地方厚生（支）局
年金調整（年金管理）課長 殿
市町村（特別区を含む。）
民生主管部（局）長
国民年金主管課（部）長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

令和 7 年度における年金生活者支援給付金にかかる市町村から日本年金機構への
所得情報等データの提供に関する事務について

令和 7 年度における年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）に基づく市町村（特別区を含む。以下同じ。）と日本年金機構（以下「機構」という。）の所得情報等提供依頼データ（以下「70 通知」という。）及び所得情報等提供データ（以下「71 通知」という。）の授受に関する事務について、下記のとおり実施することとしたので、御了知いただくようお願いする。

なお、国民健康保険中央会（以下「中央会」という。）及び国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に対しては別添 1 のとおり通知していることを申し添える。

記

1. 令和 7 年度における 70 通知及び 71 通知の授受

(1) 機構と市町村との間の 70 通知等の授受

機構と市町村との間の 70 通知等の授受については、介護保険料等の特別徴収の仕組みを活用することとし、中央会及び連合会を経由して行う。

(2) 機構から市町村への 70 通知の回付

機構は、年金生活者支援給付金（以下「給付金」という。）に関する処分について必要な情報を求めるため、受給者等（既受給者（令和 7 年 4 月 1 日現在における給付金の受給者をいう）及び受給候補者（令和 7 年度に新たに給付金の支給対象となり得る者（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成 30 年政令第 364

号) 第 13 条の 2 に規定する者をいう)) が住所を有する市町村に対し、受給者等の住所、氏名、基礎年金番号等を収録した 70 通知を、令和 7 年 5 月 31 日までに回付する。

(3) 市町村から機構への 71 通知の回付

市町村は、法令等に規定されているもののほか、「年金生活者支援給付金に関する所得情報等情報交換のための媒体仕様書の送付について」(令和 3 年 1 月 7 日付年管管発 0107 第 1 号厚生労働省年金局事業管理課長通知) による「年金生活者支援給付金の支給における情報交換媒体作成仕様書(国保連合会ー市町村間)」及び「所得情報等を収録する際の留意事項」(別添 2。以下「留意事項」という。)に基づき 71 通知を作成し、令和 7 年 7 月 17 日以前の連合会が指定する日までに、連合会に回付すること。

2. 71 通知の作成を行う際の留意事項

- (1) 機構から回付された 70 通知の件数と作成した 71 通知の件数が一致していることを確認すること。
- (2) 71 通知作成時において、入力誤り等の事務処理の誤りを防止する観点から、設定表示「1」～「5」(留意事項③及び④参照)の件数等が、前回提出時点と著しく乖離している場合や件数の分布が偏っている場合は、システム運用に誤りがないか、又は、データ入力作業に誤りがないか確認し、必要に応じデータ内容の検証も行うこと。さらに、他の業務システムからの所得情報、世帯情報が正しく取り込まれているかについても複数名で誤りがないかを確認した上で、71 通知を回付すること。
- (3) 連合会に回付したデータが連合会に届いているかどうか必ず連合会担当者に確認すること。
- (4) 留意事項⑨において、報告のあった主な所得情報の収録誤りの事例について記したので、参考にすること。

3. 71 通知の作成に関連する通知等

71 通知を作成するに当たっては、以下の通知等も参照すること。

- (1) 「「年金生活者支援給付金事務処理概要」の一部改正について」（令和 6 年 3 月 29 日付年管管発 0329 第 2 号厚生労働省年金局事業管理課長通知）
- (2) 「年金生活者支援給付金事務取扱等に関する Q & A の改訂について」（令和 6 年 3 月 29 日付厚生労働省年金局事業管理課長事務連絡）

※ (1) 及び(2) の通知等は、後日、令和 7 年度版として更新したものを送付する予定。

厚生労働省年金局事業管理課 中山、鈴木 代表：03-5253-1111 (内線 3680) FAX：03-3595-2708
--

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 27 日

公益社団法人国民健康保険中央会理事長 殿
各都道府県国民健康保険団体連合会理事長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

令和 7 年度における年金生活者支援給付金にかかる市町村から日本年金機構への
所得情報等データの提供に関する事務について

令和 7 年度における年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）に基づく市町村（特別区を含む。以下同じ。）と日本年金機構（以下「機構」という。）の所得情報等提供依頼データ（以下「70 通知」という。）及び所得情報等提供データ（以下「71 通知」という。）の授受に関する事務について、下記のとおり実施することといたしましたので、御対応いただきますようお願い申し上げます。

また、受給者等（既受給者（令和 7 年 4 月 1 日現在における年金生活者支援給付金（以下「給付金」という。）の受給者をいう。以下同じ。）及び受給候補者（令和 7 年 4 月 1 日において年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成 30 年政令第 364 号）第 13 条の 2 の規定により年金生活者支援給付金の支給要件に該当するか否かを調査する必要がある者に該当する者をいう。以下同じ。）に係る 70 通知等の授受に関する事務はまとめて 1 度だけ行うため、71 通知を作成する際は、既受給者及び受給候補者双方の所得情報等を収録することとなっている旨、お含み置きいただきますようお願い申し上げます。

なお、市町村に対しては別添 1 のとおり通知していることを申し添えます。

記

1. 機構と市町村との間の 70 通知等の授受

機構と市町村との間の 70 通知等の授受については、介護保険料等の特別徴収の仕組みを活用することとし、国民健康保険中央会（以下「中央会」という。）及び国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）を経由して行う。

2. 令和 7 年度における機構から市町村への 70 通知の授受

(1) 機構から中央会への 70 通知の回付

機構は、給付金に関する処分について必要な情報を求めるため、受給者等の住所、氏

名、基礎年金番号等を収録した 70 通知を、令和 7 年 5 月 20 日までに、中央会に対して回付する。

(2) 中央会から連合会への 70 通知の回付

中央会は、機構から回付された 70 通知を、受給者等が住所を有する都道府県ごとに、該当する都道府県の連合会に対して、可能な限り速やかに回付すること。

(3) 連合会から市町村への 70 通知の回付

連合会は、中央会から回付された 70 通知を、受給者等が住所を有する市町村に対し、令和 7 年 5 月 31 日までに回付すること。

3. 令和 7 年度における市町村から機構への 71 通知の授受

(1) 市町村から連合会への 71 通知の回付

市町村は、法令等に規定されているもののほか、「年金生活者支援給付金に関する所得情報等情報交換のための媒体仕様書の送付について」（令和 3 年 1 月 7 日付年管管発 0107 第 1 号厚生労働省年金局事業管理課長通知）による「年金生活者支援給付金の支給における情報交換媒体作成仕様書（国保連合会－市町村間）」に基づき 71 通知を作成し、令和 7 年 7 月 17 日以前の連合会が指定する日までに、連合会に回付することとしている。

したがって、連合会におかれては、管内の市町村に対し回付期限を指定するとともに、当該回付期限までに 71 通知が回付されるよう必要に応じ督促すること。

(2) 連合会から中央会への 71 通知の回付

連合会は、市町村から回付された 71 通知を、中央会に対し、中央会が指定する日までに回付すること。

なお、中央会に回付する前に、市町村に回付した 70 通知の件数と回付された 71 通知の件数に相違がないことを必ず確認し、相違があった場合には、速やかに当該相違のあった市町村に連絡し、補正のうえ再回付するよう指示すること。

(3) 中央会から機構への 71 通知の回付

中央会は、連合会から回付された 71 通知を、機構に対し、令和 7 年 7 月 31 日までに回付すること。

なお、各連合会から未提出の市区町村の報告があった場合には、速やかに年金局へ報告すること。

厚生労働省年金局事業管理課
中山、鈴木
代表：03-5253-1111
(内線 3680)
FAX：03-3595-2708

所得情報等を収録する際の留意事項

所得情報等を収録する際の留意事項①

○ 所得情報等の収録に当たっては、法令等に規定されているもののほか、「年金生活者支援給付金に関する所得情報等情報交換のための媒体仕様書の送付について」（令和3年1月7日付年管管発0107第1号厚生労働省年金局事業管理課長通知）による「年金生活者支援給付金の支給における情報交換媒体作成仕様書（国保連合会—市町村間）」（以下「媒体仕様書」という。）に基づき実施すること。

○ また、市町村において所得情報等を収録していただくに当たっては、次のとおり重要性が高い事項を取りまとめた事務連絡を発出しているため、ご参照いただきたい。

- (1) 「市町村において年金生活者支援給付金の所得情報を収録する際の留意事項について」（平成31年3月13日付地方厚生（支）局年金調整課（年金管理課）課長宛て事務連絡）
- (2) 「市町村において年金生活者支援給付金の所得情報を収録する際の留意事項について（その2）」（令和元年5月31日付地方厚生（支）局年金調整課（年金管理課）課長宛て事務連絡）

○ 平成31年3月13日事務連絡（抜粋）

第2 所得情報等データの提供における同一世帯員に住民登録外課税者（※1）がいる場合の取扱い

所得情報等データの提供における同一世帯員に住民登録外課税者がいる場合の取扱いについて、「年金生活者支援給付金に係る意見等及び回答」（平成26年12月25日版。以下「従前回答」という。）の項番33及び51においては、住民登録外課税をしている同一世帯の世帯員について、同一世帯ではないものとして取り扱い、「2：設定済・把握している」と設定していただきたいとお示しました。

しかしながら、今般、マイナンバーを活用した情報連携により、機構から所得情報の照会を行うことを想定していることを踏まえ、「年金生活者支援給付金事務取扱等に関するQ & Aの改訂について（Ver. 2）」（平成31年2月1日付地方厚生（支）局年金調整（年金管理）課長宛て事務連絡）の3. A. ⑦（※2）において、**所得情報設定表示1に「3：設定済・把握していない」を設定**していただくよう、従前回答の方針を変更いたしましたのでよろしくお願いします。

なお、対象者本人が住民登録外課税者である場合については、従前どおり、「3：設定済・把握していない」を設定してください。

（※1）自市町村の住民基本台帳に記録されている者で、他市町村で市町村民税が課税されている者

（※2）最新のQ & A（令和6年3月29日付地方厚生（支）局年金調整（年金管理）課長宛て事務連絡）では3. A. ②

○ 令和元年 5 月31日事務連絡（抜粋）

第2 所得情報等提供データ作成時の入力誤り等の事務処理誤り防止について

所得情報等提供データ（以下「71通知」という。）作成時において、入力誤り等の事務処理の誤りを防止する観点から、設定表示「1」～「5」（詳細は次ページ）の件数等が、前回提出時点と著しく乖離した場合や件数の分布が偏っている場合は、システム運用に誤りがないか及びデータ入力作業に誤りがないか御確認いただき、必要に応じデータ内容の検証をお願いします。

第3 介護保険等の特別徴収対象者情報の活用について

① 介護保険等の特別徴収データを活用した本人特定

所得情報等の提供における個人の特定については、まずは、基礎年金番号により突合していただき、基礎年金番号を保有していない方については、本人特定のための4情報により突合することとしているところです。

基礎年金番号による突合を行うに当たっては、介護保険等の特別徴収の際に用いる情報も活用し、本人特定を行っていただくようお願いします。

② 目視等による確認

①に係るシステムの対応がされていない市町村においては、日本年金機構（以下「機構」という。）から送付する所得情報等提供依頼データ（以下「70通知」という。）内の対象者の本人特定に至らなかった方について、可能な範囲で、目視等により、その方が介護保険等の特別徴収の対象者であるか否かを確認し、対象者であることを確認した場合は、所得情報等を回答していただくようお願いいたします。

第4 受入エラーの対応について

平成29年71通知を提出いただいた際、機構でデータの読み込み時に、受入エラーが発生し、要件判定を行えないデータがありました。次の状態については、受入エラーとなりますので、御留意ください。

① 日本年金機構から送付する70通知のデータ項目（4情報等）の変更、消去

機構から送付した70通知に収録された本人特定用の個人情報には、氏名、生年月日、性別及び住所がありますが、住民基本台帳上における4情報と異なっていたとしても修正をしないでください。その他、変更、消去不可の項目もありますので、詳細は媒体仕様書P27を御確認ください。

② データ対象者の追加

市町村において、機構から送付した70通知への対象者の追加はしないでください。

所得情報等を収録する際の留意事項③

- 令和元年 5 月31日事務連絡の第 2 における所得設定表示「1」～「5」の詳細をお示しします。
※媒体仕様書で示しているものと同じです。

【所得設定表示 1（老齢）】 本人及びその世帯員※の、所得情報等の把握状況を設定する。
※過去に世帯を構成していた者の情報を含めて設定しないこと。

コード値		コード値の取扱い（媒体仕様書）	留意事項
1	未設定	何らかの理由により意図して設定しない場合。	当該者を本人特定できない場合は、「1」ではなく「4」を入力すること。 このため、基本的に未設定はあり得ない。
2	設定済・把握している	当該者が存在し、かつ、当該者及び世帯全員の所得情報等（世帯課税に係る情報を含む。以下同じ。）を把握している場合。	世帯課税区分や前年所得合計額 1 などの各データレコードへ、市町村側で把握している値を設定する。
3	設定済・把握していない	当該者が存在し、かつ、市町村側で当該者又は当該者と同一世帯員のいずれか又はいずれも所得情報等を把握していない場合。（転入者等）	<u>同一世帯員に住民登録外課税者がいる場合、コード値は「3」を設定すること。</u>
4	設定済・該当者なし	当該者が存在しない場合。（市外転出、死亡等）	世帯課税区分や前年所得合計額 1 などの各データレコードは初期値のままとなる。
5	設定済・未申告者あり	当該者が存在し、かつ、当該者又は当該者と同一世帯員のいずれか又はいずれも未申告者であることを市町村側で把握している場合。	<u>所得情報設定表示 1（老齢の事務に係る所得情報等）を設定する場合において、世帯内に所得情報等について、「把握していない」の方と「未申告」の方が共に存在するときは、「5」ではなく「3」を入力する。</u> <u>※本人は申告済、配偶者は未申告、子は転入者の場合は、コード値は「3」を設定する。</u>

所得情報等を収録する際の留意事項④

【所得設定表示 2（障害・遺族）】 本人の、所得情報の把握状況を設定する

コード値		コード値の取扱い（媒体仕様書）	留意事項
1	未設定	・何らかの理由により意図して設定しない場合。	
2	設定済・把握している	・当該者が存在し、かつ、市町村側で当該者の所得情報を把握している場合。	前年所得合計額 2 や控除額などの各データレコードへ、市町村側で把握している値を設定する。
3	設定済・把握していない	・当該者が存在し、かつ、市町村側で当該者の所得情報を把握していない場合。（転入者等）	当該者が未申告である場合はコード値は「 5 」となる。
4	設定済・該当者なし	・当該者が存在しない場合。（市外転出、各種台帳になし等）	前年所得合計額 2 や控除額などの各データレコードは初期値のままとなる。
5	設定済・未申告者あり	・当該者が存在し、かつ、当該者が未申告者であることを市町村側で把握している場合。（項番 3 又は 4 を除く）	当該者が「把握できない者」の場合は、「 5 」ではなく「 3 」を入力する。

【所得設定表示 3（障害・遺族）】 本人の、16歳以上19歳未満扶養親族の有無等を設定する

コード値		コード値の取扱い（媒体仕様書）	留意事項
1	未設定	・何らかの理由により意図して設定しない場合。	
2	設定済・把握している	・当該者が存在し、かつ、市町村側で「 1 6 歳以上 1 9 歳未満扶養親族人数」を把握している場合。	
3	設定済・把握していない	・当該者が存在しない場合（市外転出、各種台帳になし、等） ・市町村側で「 1 6 歳以上 1 9 歳未満扶養親族人数」を把握していない場合。	コード値「 3 」の把握していない場合は、必要に応じ、日本年金機構から年金受給者に対して、書面により当該人数の有無に関する情報の提出を求める。

所得情報等を収録する際の留意事項⑤

○ 媒体仕様書から重要なものを抜粋し、留意事項等を追記しています。

【各種項目設定の留意事項－ 1】

項番	項目名	設定時の留意事項（媒体仕様書）	留意事項
1	所得証明対象年	当該年度が令和 7 年度であれば、前年である令和 6 年を設定すること。	<u>令和 7 年（2025年） 6 ～ 7 月の収録時は、前年である2024年を設定する。</u>
2	所得情報設定表示 1 所得情報設定表示 2	基本的には、①「老齢の事務に係る所得情報等」と②「障害又は遺族の事務に係る所得情報」の全ての項目を設定すること。これは、受給している年金の種別が変更となった場合に、給付金側の事務をスムーズに行うためのものであり、結果的に受給者の利便性に寄与するものとなる。 一方、市町村側の事務にも柔軟に対応することを踏まえ、少なくとも「事務区分」が指す①又は②の設定については、必ず収録すること。	※ 所得設定表示 1 についての具体的なコード値の取扱いは前々頁参照。 所得情報設定表示 2 についての具体的なコード値の取扱いは前頁参照。
3	所得情報設定表示 3	「1 6 歳以上 1 9 歳未満扶養親族人数」については、把握している市町村は設定すること。 これは、後続の給付金側の事務（支援給付金の支給判定、及び、受給勧奨を行う為の年金事務所から年金事務所への当該者の有無と人数の確認、等）をスムーズに行うものであり、受給者の利便性に寄与するものとなる。	<u>設定しない場合は、必要に応じ、日本年金機構から年金受給者に対して、書面により当該人数の有無に関する情報の提出を求める。</u> ※ 所得設定表示 3 についての具体的なコード値の取扱いは前頁参照。

【各種項目設定の留意事項－ 2】

項番	項目名	設定時の留意事項 (媒体仕様書)	留意事項
4	前年所得合計額 1 (老齡)	①公的年金等（所得税法35条3項）の収入金額【本人】 ②合計所得金額（地方税法292条1項13号）【本人】 ③公的年金等に係る雑所得（所得税法35条2項1号）【本人】 ① + (②－③) を設定すること。	<u>「①前年の公的年金等の収入金額」+「(②－③) 前年の所得」を設定することについては、給付金法第2条に規定</u> <u>「(②－③) 前年の所得」の額が零を下回る場合は、零とすること。</u> <u>※給付金政令第4条に規定</u> 例) ①が、100万円 ②が、▲ (マイナス) 40万円 ③が、0万円 の場合 計算式は 100万円 + (▲40万円－0万円) = 前年所得合計額 1 【正：零とする】 100万円 + (0万円) = 100万円 【正】給付金対象外 【誤：マイナス】 100万円 + (▲40万円) = 60万円 【誤】給付金対象 (特に留意) <u>同一世帯員に未申告者がいる場合で、「所得情報設定表示 1」が「5 (未申告者あり)」の場合も、本人の所得情報を把握しているときは、把握している所得情報を設定すること。</u> ⇒ 「0」(初期値) として設定しないこと。

所得情報等を収録する際の留意事項⑦

【各種項目設定の留意事項－ 3】

項番	項目名	説明（媒体仕様書）	留意事項
5	前年所得合計額 2（障害・遺族）	総所得金額、退職所得金額、山林所得金額等の合計額を設定すること。	<u>下の前年所得（①～⑪）を合計したものを設定すること。</u> <u>※給付金政令第10条に規定</u> ① 地方税法第32条第1項に規定する総所得金額 ② 地方税法第32条第1項に規定する退職所得金額 ③ 地方税法第32条第1項に規定する山林所得金額 ④ 地方税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額 ⑤ 地方税法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額 ⑥ 地方税法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額 ⑦ 地方税法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額 ⑧ 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額 ⑨ 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額 ⑩ 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額 ⑪ 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第6項に規定する条約適用配当等の額

所得情報等を収録する際の留意事項⑧

【各種項目設定の留意事項－ 4】

※1 過去に世帯を構成していた者の情報を含めて設定しないこと。

項番	項目名	設定時の留意事項（媒体仕様書）	留意事項
6	世帯課税区分 ※1	年金生活者支援給付金の支給に係る世帯非課税要件については、前年の所得に基づく当該年度の住民税が、非課税であることとなる。 （但し、1月から9月までの支給については、前々年の所得に基づく前年度の住民税が、世帯非課税であること） 例えば、令和7年10月から令和8年9月までの支給については、令和6年の所得に基づく令和7年度の区分で判定することとなる。 よって、住民税の世帯非課税要件としては、「当該年度」の区分となる。	<u>4月1日時点の世帯情報により設定すること。</u> <u>1～3月の間に転出や死亡した世帯員を判定の対象としないこと。</u> <u>本人又は同一世帯員のいずれかが未申告者であっても、本人又は同一世帯員に1人でも課税者がいる場合は、「世帯課税区分」については「1：世帯課税」を設定すること。</u> ⇒「0」（初期値）として設定しないこと。 <u>控除対象配偶者（被扶養者）であることのみをもって、非課税と判定しないこと。</u>（課税となっている場合あり）
7	扶養親族等の6項目 《媒体仕様書の「留意事項 4.1.8「扶養親族等の数の6項目」欄」についても合わせて参照ください》	①同一生計配偶者扶養親族人数 ②同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）老人扶養親族人数 ③障害者控除対象配偶者扶養親族人数 ④特別障害者控除対象配偶者扶養親族人数 ⑤特定扶養親族人数 ⑥16歳以上19歳未満扶養親族人数 ①には、同一生計配偶者と扶養親族の「総数」を設定すること。 ①の「内数」として、②⑤⑥を設定すること。 ①の「内数」として、③④を設定すること。	a. ①には、同一生計配偶者（※3）と扶養親族の「総数」を設定すること。 b. ①の「内数」として、②⑤⑥を設定すること。（*必ず①≥②+⑤+⑥となる） c. ①の「内数」として、③④を設定すること。（*必ず①≥③+④となる） *扶養親族が、a.（①）のみに該当するケース（年少扶養）や、同一人がb.（②⑤⑥）とc.（③④）に該当するケース（老人扶養親族である障害者）があるため、必ずしも、①＝②+③+④+⑤+⑥とはならないことに留意。 ※3 同一生計配偶者の人数は税法上、市町村において把握する必要がないものとされていることから、現在、当該者の人数を把握できている市区町村は提供すること。

【所得情報の収録誤りの事例】

毎年所得情報の収録誤りが報告され、年金生活者支援給付金の審査結果に変更が生じ、市町村から給付金受給者へのお詫び対応等が発生している。主な事例を下表にまとめたので、同様の誤りがないように参考にされたい。

	事例	事例の原因と概要
1	コード値の入力誤り	所得情報の収録作業において、プログラムに誤りがあり、住登外課税者および国外転出者の情報を正しく反映することが出来ていなかった。これにより本来は「3（設定済・把握していない）」と回答すべきところ、「5（設定済・未申告者あり）」で報告を行ったもの。
2	所得情報の提供誤り	年金生活者支援給付金に係る所得情報等データを作成するバッチ処理プログラムの更新作業を怠っており、所得情報が最新化されていなかった。これにより前年所得合計額について、本来は有所得者にもかかわらず無所得者として所得情報の提供を行ったもの。
3	課税情報の参照誤り	所得情報の収録作業時、住民税課税担当係が直近の所得情報の入力を完了する前に作業を行ってしまった。これにより所得情報の収録作業の際、参照した課税情報に誤りがあったもの。